

令和6年度随意契約一覧表【上下水道部】

令和6年7月1日から令和6年9月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
下水道課	令和6年度内水ハザードマップ配布業務（単価契約）	令和6年7月4日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	841,313	内水ハザードマップを広報誌等とあわせて、市内全域の全世帯及び事業所に配布する業務。	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
上下水道総務課	(6) 公営企業会計システムクラウド化業務	令和6年7月9日	株式会社フューチャーイン	契約日の翌日 ～ 令和6年11月30日	3,080,000	サーバーの導入から約6年が経過し、部品のサポート期限が到来することに加え、現行システムのサポートが令和8年に終了することから、現行システムの更新およびシステム形態をサーバー設置方式からクラウド化するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
上下水道総務課	文書管理システム水道事業データ抽出業務	令和6年7月24日	株式会社内田洋行 大阪支店	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	5,221,700	富田林市水道事業と大阪広域水道企業団は、令和7年4月に事業統合を予定しています。富田林市水道事業で保管している起案文書等は、企業団へ引き継ぐこととなりますが、電子決裁の文書もあり、統合後は市で使用している文書管理システムが企業団では使用不可となるため、閲覧及び印刷ができなくなります。これに対応するため、現在使用している文書管理システムから水道事業に関連するデータの抽出を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が本業務を行うことができないため。
上下水道総務課	大阪広域水道企業団への水道事業統合等に伴う例規整備支援事業	令和6年8月1日	株式会社ぎょうせい 関西支社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	4,510,000	富田林市水道事業と大阪広域水道企業団は、令和7年4月に事業統合を予定しています。このため、上下水道でまとめて規定されている条例等の上水道部分の廃止や下水道事業に関する例規の制定及び改正、市長部局の例規への影響などの例規整備が必要となることから、支援業務を委託するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本市で導入している例規システムの開発業者であって、本業務において当該システムが不可欠であること。また、業務期間が短く、他市で実績のある当該業者以外のものでは、業務期間内での完了が見込めないため。
水道工務課	水道施設管理システムライセンス追加業務	令和6年9月17日	国際航業株式会社 大阪支店	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	726,000	送配水管理センターへ移転前は、窓口のマッピングシステムを上下水道総務課と水道工務課で共有していました。しかし移転後は窓口と執務室を分けたことで、マッピングシステムを窓口にごくこととなり、執務室のマッピングシステムが不足し、業務に支障が生じています。この状況を解消するため1台分のライセンスを追加します。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。